

# 茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・静岡県

## 銘柄設定等申請のあった農産物の種類及び品種名について

### 「産地品種銘柄の廃止」

\* 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米

品種名 みつひかり(選択銘柄)

\* 申請理由 種子の生産及び販売を終了している。

- 注) ・産地品種銘柄とは、  
一定の産地(都道府県単位)で生産された品種が、他の産地で生産された同一品種との間で一定の品質差を示すことから、農産物の取引等において当該産地及び品種を特定する必要があるもの。
- ・必須銘柄とは、  
当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、概ね産地の全域で検査実績があり、登録検査機関が銘柄判定検査の実施義務を負う銘柄。
- ・選択銘柄とは、  
当該産地において作付けされている産地品種銘柄で、登録検査機関が規定する業務規程に記載(選択)することにより、銘柄判定検査の実施義務を負う銘柄。